

令和 8 年度「寿司」を入口とした富山の魅力発信 SNS 動画制作業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「寿司」を入口として、本県の食、観光資源及び地域の魅力を効果的に発信するため、Instagram における利用者の興味関心、視聴傾向、アルゴリズムの特性及び SNS 上での拡散性等を踏まえたリール動画の企画・制作・発信業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和 8 年度「寿司」を入口とした富山の魅力発信 SNS 動画制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託業務契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 委託料の上限額

金 3,000,000 円以内

消費税及び地方消費税を含む。

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) SNS マーケティング、Instagram リール動画の企画・制作・発信に関する知見を有し、「寿司」を入口とした富山の魅力発信を含む提案内容を確実に遂行できる体制を備えていること。
- (2) 本事業の趣旨を十分に理解し、ターゲットの興味関心や視聴傾向を踏まえた企画立案、動画制作、投稿設計及び効果的な情報発信を行う能力を有すること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与し

ていると認められる者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者
- セ 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ソ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 参加手続き

（1）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式3）に記載の上、令和8年9月18日（金）午後5時までに電子メールで提出すること。

なお、質問への回答は、原則として、すべての参加者に周知する。

(2) プロポーザルへの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「参加申込書」(様式1)及び会社概要(様式2)を、令和8年9月25日(金)午後5時までに電子メールで提出すること。

(3) その他

参加申込書及び質問書の提出先は「10 問い合わせ先」と同様とする。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次のアからカの書類データを提出すること。なお、様式は任意とする。

ア 企画提案書

別紙「仕様書」を参照の上、本事業の目的を踏まえ、以下の内容が分かるよう具体的に提案すること。

なお、提案内容のイメージが分かる動画サンプルを添付すること。動画サンプルはmp4形式又はすでに公開されている動画の場合は動画の公開リンクにより提出すること。

(ア) 本事業の実施方針

「寿司」を入口として、本県の食、観光資源及び地域の魅力を Instagram リールを通じてどのように訴求するかについて、基本的な考え方を示すこと。

(イ) SNS マーケティングに基づく企画設計

ターゲットの興味関心、視聴傾向、Instagram のアルゴリズム、SNS 上での拡散性等を踏まえたテーマ設定、投稿方針及び訴求方法を示すこと。

なお、寿司に加え、富山の自然、観光地、食文化、生産者等の魅力へ展開する考え方についても示すこと。

(ウ) 動画の構成及び表現方法

冒頭の引きつけ、視聴維持率を高める構成、テロップ、音源、編集テンポ、サムネイル、キャプション等、Instagram リールに適した具体的な制作方針を示すこと。

(エ) 発信効果を高めるための工夫

投稿時間、キャプション、保存・共有を促す設計、視聴後の行動喚起等、発信効果を高めるための工夫を示すこと。

(オ) 効果検証の考え方

リーチ数、再生回数、保存数、シェア数、エンゲージメント等、投稿後に確認すべき指標及び今後の発信改善につながる視点を示すこと。

イ 経費見積書

本委託業務の実施に伴うすべての経費を積算し、上記「2 委託業務の概要」の「(4) 委託料の上限額」の範囲内で、見積書を提出すること。

ウ 実施スケジュール

業務の具体的な進め方、撮影・編集・確認・投稿までの工程、悪天候時や撮影条件変更時の対応方針を含めて記載すること。

エ 会社概要

オ 業務実施体制

社外協力企業等を含む業務実施体制、責任者、配置担当者、各担当者の役割、職務経歴及び類似業務の経験等を記載すること。

カ 過去5年間における類似業務実績

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、国、都道府県、市町村、観光関係団体又は民間事業者等から受託した SNS 動画制作、SNS 運用、観光 PR、デジタルマーケティング等に関する類似業務実績を提出すること。

なお、実績が分かる資料、URL、パンフレット等がある場合は添付すること。

(2) 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時必着

(3) 提出方法

ア 提出先

「10 問い合わせ先」と同様

イ 提出方法

電子メール

6 審査方法

(1) 企画提案書等及びプレゼンテーション等により審査を行い、契約候補者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 応募者が多数となった場合は、企画提案書等による書面審査（一次審査）を実施し、評価点の上位者をプレゼンテーション審査（最終審査）の対象者として選定する。一次審査の対象者数及び評価方法は、応募者数等を踏まえて決定する。

(3) 一次審査を実施する場合の審査結果及びプレゼンテーション審査の対象者については、令和8年10月5日（月）までに、対象者に電子メールで通知する。

(4) プレゼンテーション審査は、令和8年10月上旬に実施する。実施日時、場所、時間及び方法等については、対象者に別途通知する。

(5) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。

(6) 審査結果は、選定の有無にかかわらず、後日、電子メールで通知する。なお、審査の経緯、審査内容、審査結果に関する問い合わせには応じない。

7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、富山県と協議の上、最終的な仕様を確定し、別途、予定価格の範囲内で委託契約を締結するものとする。

なお、契約に際し希望及び合意がある場合は、電子契約が可能である。

8 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年9月30日(木)午後5時までに辞退届(任意様式)を電子メールで提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 所定の日時までに提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務により制作した成果物について、著作権、肖像権、商標権その他第三者の権利を侵害しないよう必要な処理を行うものとする。

9 スケジュール

公募型プロポーザル募集開始	令和8年9月14日(月)
質問締切	令和8年9月18日(金)午後5時まで
参加申込書締切	令和8年9月25日(金)午後5時まで
企画提案書締切	令和8年9月30日(水)午後5時まで
参加辞退届締切	令和8年9月30日(水)午後5時まで
書面審査(応募者多数の場合)	令和8年10月1日(木)～2日(金)
書面審査結果通知	令和8年10月5日(月)
プレゼンテーション審査	令和8年10月上旬
審査結果通知	令和8年10月上旬～中旬予定
委託契約締結	令和8年10月中旬予定

10 問い合わせ先

〒930-8051 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事政策局企画室ブランディング推進課 津山
TEL : 076-444-3574
FAX : 076-444-4406
Email: akikaku@pref.toyama.lg.jp